柏市教育福祉会館福祉喫茶コーナー管理運営事業募集要項

1　事業の目的，概要

(1) 目的

柏市では，多様な市民が集い，つながり，地域へ広がるための環境を提供し，市民の自立的な地域活動の推進を図ることを目的として，柏市教育福祉会館（以下「会館」という。）を設置している。併せて，障害者雇用を通じた障害者の就労体験の場の提供と，市民や企業に対する障害者雇用の理解促進を図るべく，会館内に福祉喫茶コーナー（以下「福祉喫茶」という。）を設置し，福祉喫茶運営事業（以下「事業」という。）を実施しており，令和９年４月以降も引き続き事業を継続することとした。このため，事業を実施する民間事業者等の募集を行うもの。

(2) 業務概要

別紙 柏市教育福祉会館福祉喫茶コーナー管理運営事業仕様書（以下,「仕様書」という。）のとおりとする。なお，契約締結時の仕様書は，特定した受託候補者の企画提案書の内容を踏まえ，業務内容を調整することがある。

(3) 協定締結期間

協定締結日から令和１３年３月３１日までとする。なお，営業開始に伴う備品の搬入等現場の開店準備に必要な期間を含まず，福祉喫茶の閉鎖に伴う原状回復に要する期間を含むものとする。

2　参加資格

参加資格を有する者は，公募開始日から協定締結の日までにおいて，次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 障害福祉に関連するサービスを提供中又は提供の実績がある法人もしくは障害者団体

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと

(3) 電子交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者又は公募前６カ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと

(4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要項（昭和６２年４月１日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要項（平成２６年１２月１８日制定）に基づく指名排除を受けていないこと

(5) 納税義務がある場合は必要な申告などをしていること，及びその場合において主たる事業所を有する所在地に係る地方税，法人税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと

(6) 共同事業体で参加する場合，各構成員のうち１者以上が上記(1)を満たすこととし，上記(2)～(5)については全構成員が満たしていること

3　全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和８年１１月２４日（火）
参加意思表明書受付締切及び質疑書の締切	令和８年１２月８日（火）
参加資格要件確認結果通知及び質疑書の回答	令和８年１２月２１日（月）
提案書等の提出締切	令和９年１月７日（木）
プレゼンテーション審査	令和９年１月２０日（水）
プロポーザル方式結果通知	令和９年１月２５日（月）

※各実施日は特段の事情が生じた場合に変更することがある。この場合は，参加意思表明書に記載されたメールアドレスまたはFAX宛に連絡する。

4　参加意思表明について

(1) 提出書類

ア　参加意思表明書（様式１）

イ　暴力団排除に係る誓約書（様式２）

ウ　障害福祉サービスを提供しているもしくはしていたことがわかる書類（任意様式）

エ　調理師資格確認報告書（任意様式）

(2) 提出部数

各１部

(3) 提出先及び提出方法

ア　持参の場合

福祉部障害福祉課（別館２階）

持参の受付は，平日の午前９時から午後５時まで

イ　郵送の場合

事務局宛に送付すること

(4) 提出期限

ア　持参の場合

令和８年１２月８日（火）午後５時まで

イ　郵送の場合

令和８年１２月８日（火）必着

(5) 参加資格の可否

提出書類により参加資格の確認を行い，令和８年１２月２１日（月）までに参加意思表明をした全てのものに対して，電子メールにより連絡する。

5　質疑及び回答について

内容等に不明な点がある場合は，次のとおり質疑書（様式３）により受付回答を行う。電話や窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

(1) 質疑期間

令和８年１２月８日（火）午後５時まで

(2) 質疑方法

ア　質疑書（様式３）を電子メールで障害福祉課あてに送付すること

イ　メール件名は「【福祉喫茶運営】プロポーザル質疑書（法人名)」とすること

ウ　送付先：info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp

エ　送付した際は，市役所開庁時間内に障害福祉課（０４－７１６７－１１３６）に電話し到着確認をすること

オ　評価等に影響をおよぼす恐れがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）は受け付けない

(3) 回答方法

令和８年１２月２１日（月）までに柏市オフィシャルウェブサイトに掲載する。

6　辞退について

参加意思表明書の提出後，本プロポーザル方式を辞退する場合は，電子メールにて辞退届（様式４）を令和８年１月６日（水）までに提出すること。送付先は本要項１４に同じ。

7　提案書等の提出について

(1) 提案書類

様式は任意として，用紙サイズはＡ４縦長に統一し，１部ずつファイルに綴じること。枚数は表紙・目次を除き３０枚以内とすること。また，紙媒体で提出書類ア～オの順序でインデックスを付け，Ａ４フラットファイルに綴り，ファイルの表紙及び背表紙に「柏市教育福祉会館福祉喫茶コーナー管理運営事業者プロポーザル」及び「法人名もしくは団体名」を記載すること。なお，記載内容は，以下の「８　提案書の作成にあたって記載を求める事項」の記載内容を網羅すること。

ア 提案書表紙（様式５）

イ 事業所の概要書

ウ 提案書（任意様式）

エ 運営開始までのスケジュール表（任意様式）

オ 共同事業体協定書兼委任状（様式６）

共同事業体による申請の場合に限り提出が必要。また，上記イについては共同事業体の構成員毎に提出するものとする。

(2) 部数

１０部（正本１部　副本９部）

(3) 提出先及び提出方法

ア　持参の場合

福祉部障害福祉課（別館２階）

持参の受付は，平日の午前９時から午後５時まで

イ　郵送の場合

事務局宛に送付すること

(4) 提出期限

ア　持参の場合

令和９年１月７日（木）午後５時まで

イ　郵送の場合

令和９年１月７日（木）必着

(5) その他

参加意思表明書を提出後，提出期限までに提案書等の提出が無い場合は，参加を辞退したものとみなす。（但し，辞退となった場合には本要項６のとおり辞退届を速やかに提出すること。）

８　提案書の作成にあたって記載を求める事項

７(1)ウ提案書に記載を求める事項は次のとおり。

項目	提案書に記載を求める事項
１　貴団体の概要	・創立年度，総従業員数等
２　応募の動機及び運営方針	・当施設の福祉喫茶運営の応募動機 ・貴団体の運営方針
３　障害者が働く福祉喫茶の運営に関する業務（仕様書４(1)）	・福祉喫茶運営を通じて，障害者が働く，障害者とともに働くことを，どのように捉え，確立していきたいか ・多様な働く場を希望する障害者スタッフが幅広く様々な業務に携わるための福祉喫茶運営や業務手順，メニュー等の工夫，アイデア ・障害者スタッフに対する支援
４　市民や企業障害理解促進業務（仕様書４(2)）	・障害者雇用における市民や企業の理解を促進するための具体的な提案
５　情報発信に関する業務（仕様書４(3)）	・左記の実現に向けた，福祉喫茶の担う役割や運営における基本的な考え方 ・障害者とその家族や企業，支援機関などの関係者が交流するための具体的な取組 ・情報発信のために使用する媒体とその運用方法 ・福祉喫茶認知度向上及び集客につなげるための情報発信方法 ・５年後に実現したいと考える福祉喫茶の運営（姿）
６　収支計画	・基本的な考え方を含めた，運営期間における

	収支計画(全体・事業年度別・月間・日) 【留意事項】 収入：利用人数・売上等を記載 支出：人件費・仕入れ代・光熱水費・機器保守点検費・清掃業務費・任意保険料，リース代・消耗品修繕費等を記載 ・その他収支計画における特記事項（なければ省略可）
7　営業時間及び提供メニュー，価格	・予定している営業時間及び提供メニュー及び価格
8　実施体制	・業務責任者（資格の有無） ・人員配置計画（障害者を含む時間別従業者数） ・欠員発生時の対応 ・苦情対応 ・衛生管理体制 ・市との連絡体制及びコミュニケーション ・緊急時の対応方法 ・共同事業体による運営を行う場合，各事業体の特徴とそれぞれの担う役割，創出される（もしくは創出したいと考える）効果
9　障害者雇用	・次の４つの項目を含む運営期間における障害者雇用計画(全体・事業年度別) 【記載事項】 ①採用方法 ②研修体制 ③就労体験 ④賃金体系
１０　営業開始までのスケジュール	・次の４つの項目の実施時期及び実施手法 【記載事項】 ①営業許可 ②従業員の確保 ③食料調達 ④食器等備品類の調達

１１　貴団体の優位性及び特徴	・貴団体の優位性及び特徴
１２　他施設での実績等	・他市や他施設における福祉喫茶等の運営実績
１３　その他の有益な提案	・福祉喫茶運営に関する独自の提案等

９　審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

提出書類を基に，本事業選定委員会において，提案書のプレゼンテーション審査を次のとおり実施し，各委員の評点数の合計が最上位となった提案者を受託候補者として選定する。最上位の評点数が複数あるときは，各委員の協議によって受託候補者を選定する。なお，提案者が１者のみとなった場合もプレゼンテーション審査を実施し，選定委員会で協議の結果，本業務に支障がないと判断した場合に限り，受託候補者とする。

ア　日時

令和９年１月２０日（水）

※参加者の実施時刻については，別途通知する。

イ　開催場所

ラコルタ柏　２Ｆ福祉会議室

※状況により開催場所を変更する場合は，参加意思表明書に記載されたメールアドレスまたはFAX宛に連絡する。

ウ　実施時間

５０分以内とする（目安：説明３０分＋質疑２０分）

エ　人数及び説明者

協定を締結した際の責任者を含め３名以内とする。説明者は協定を締結した際の責任者とする。

オ　その他

・プロジェクターを使用する場合は，事前に申し出ること。また，使用する機材等のうち，スクリーン及びプロジェクター以外の物品については，提案者の負担において用意すること。

・プレゼンテーション時における追加資料の配布や提案資料に記載のない新たな提案等については認めない。

・プレゼンテーションの順番は，本市がくじ引きにより決

定し，プレゼンテーション審査日時通知としてメールにて連絡する。

(2) 選定方法

ア　受託者の選定は，選定委員会を設置して行う。

イ　提出された書類に基づき，運営能力や障害者雇用，その他の要素を総合的に評価し，最も優れた提案をした事業者を選定する。ただし，選定委員会が全団体を不適当と判断した場合は，選定を行わない。なお，具体的な評価のポイントは下表のとおり。

項目	評価ポイント	配点
1　障害者が働く福祉喫茶の運営に関する業務（仕様書４(1)）	・左記の基本的な考え方と合致しているか ・具体的な提案の記載があるか	１５
2　市民や企業に対する障害理解促進に関する業務（仕様書４(2)）	・左記の基本的な考え方と合致しているか ・具体的な提案の記載があるか	１５
3　情報発信に関する業務（仕様書４(3)）	・左記の基本的な考え方と合致しているか ・具体的な提案の記載があるか	１５
4　収支計画	・安定的な経営が見込めるか	１０
5　営業時間及び提供メニュー，価格	・営業時間帯は適当か ・メニュー構成と価格は福祉喫茶の目的，役割を達成するのに適当か	１０
6　実施体制	・人員配置は適当か ・欠員や苦情への対応等は適当か ・衛生管理体制は適当か ・共同事業体による運営か ・具体的な効果が確認できるか	5
7　障害者雇用	・雇用体制は整備されているか ・一般就労に繋げる努力はされているか	１０
8　営業開始までのスケジュール	・従業員の確保方法は適当か ・食材調達方法は適当か ・地産地消の推進がされているか	5
9　団体の優位性及び特	・団体構成員等の協力体制が見込まれる	5

徴	か	
１０ 他施設での実績等	・喫茶や福祉ショップ運営のノウハウを有しているか ・同業種で実績を有しているか	5
１１ その他の有益な提案	・要項に記載されている事項以外の提案やアピールがあるか。	5

１０　結果通知

本プロポーザル方式結果は，参加したもの（失格者は除く）に対し，書面にて通知する。

１１　結果公表

本プロポーザル方式結果は，市ホームページに公表する。

１２　協定締結手続き

(1) 最優秀提案者を受託候補者として決定した後，当該業者と協定を締結する。受託候補者が協定内容を履行できる見込みがないと市が判断した場合は，協定を締結しないことがある。その場合，受託候補者は損害賠償請求をしないものとする。

(2) 最優秀提案者と協定合意に至らなかった場合，次順位の提案者と交渉を行う場合がある。

１３　その他留意事項

(1) 応募に要するすべての費用は，申請団体の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また，本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。

(3) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提案書の著作権は，それぞれの作成者に帰属するものとする。

(5) この仕様書に記載のない事項について疑義がある場合は，その都度協議のうえ，決定することとする。

(6) 柏市情報公開条例（平成１２年柏市条例第４号）に基づく開示請求があった場合は，その対象となる。

１４　事務局

(1) 担当部署

福祉部障害福祉課企画総務係

(2) 連絡先

〒２７７－８５０５ 千葉県柏市柏五丁目１０番１号別館２階

TEL：０４－７１６７－１１３６（直通）

FAX：０４－７１６７－０２９４

E-mail：info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp